市議会議員全員協議会資料

盛岡市立高等学校授業料について

平成22年3月26日
教　育　委　員　会

1　高等学校授業料の無償化について

国会において公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（以下「法案」という。）が審議されているが，平成21年度内に成立する見込みとなっている。

2　盛岡市立高等学校における授業料について

法案において，公立高等学校に係る授業料は，不徴収とする旨が定められるため，盛岡市立高等学校においても，平成22年4月1日から原則徴収しない。

ただし，生徒間の負担の公平の観点から次に該当する者については，授業料を徴収しようとするものである。

(1) 高等学校等※を卒業し，又は修了した者で在学する者

(2) 高等学校等に在学した期間として規則で定めるところにより算定した期間が通算して36月を超える者（前号に該当する者を除く。）

3　授業料不徴収に伴う市への影響

授業料の不徴収に伴い，授業料収入の減少が見込まれるが，減少する額の相当額が公立高等学校授業料不徴収交付金として国から交付される見込みである。

4　条例改正

法案の成立と平成22年4月1日からの施行が確実となっていることから，平成22年3月議会において，盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正し，授業料を徴収する者を定めようとするものである。

※　高等学校等（法案第2条から抜粋）

(1) 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下この条及び第4条第3項において同じ。）

(2) 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次項及び第4条第3項において同じ。）

(3) 特別支援学校の高等部

(4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）

(5) 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって，高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第5条及び第7条第1項において「特定教育施設」という。）を含む。）

参考資料１：法律案（抜粋）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

第１章　総則　［略］

第２章　公立高等学校に係る授業料の不徴収

第３条　学校教育法第六条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

２　国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、前項の規定の適用がないとしたならば地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額の標準となるべき額として政令で定める額（第六条第三項において「公立高等学校基礎授業料月額」という。）を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する。

第３章　高等学校等就学支援金の支給　［以下略］

参考資料２：岩手県条例（抜粋）

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

（授業料の納付方法等）

第３条　県立高等学校に在学する者のうち次の各号のいずれかに該当する者（以下「納付義務者」という。）は、毎月その月分の授業料をその月の20日から25日まで（３月にあっては、１日から10日まで）に納付しなければならない。ただし、当該年度内の授業料を前納することを妨げない。

（１）専攻科又は特別専攻科に在学する者

（２）公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第　号）第２条第１項に規定する高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。以下「高等学校等」という。）を卒業し又は修了した者（前号に該当する者を除く。）

（３）高等学校等に在学した期間として規則で定めるところにより算定した期間が通算して36月を超える者（前２号に該当する者を除く。）

２　前項に定める納付期間の経過後に入学（県立高等学校以外の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）からの転学を含む。以下同じ。）した納付義務者は、その月分の授業料を入学の日から起算して５日以内に納付しなければならない。

３　他の県立高等学校からの転学（以下「転学」という。）又は転籍をした納付義務者で当該転学又は転籍をした日の属する月の月分の授業料を当該転学又は転籍をする前に納付したものについては、その月分の授業料を徴収しない。

４　納付義務者について、留学又は休学の期間が月の１日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の授業料を徴収しない

５　［略］